

|     |     |     |     |   |
|-----|-----|-----|-----|---|
| 会 長 | 局 長 | 次 長 | 係 長 | 係 |
|     |     |     |     |   |

合議

平成 2 9 年 2 月 2 4 日

奄美市農業委員会

第 2 回定例総会議事録

署名委員 野崎 清志

署名委員 大山美智子

## 奄美市農業委員会第2回定例総会議事録

1. 招集日時 平成29年2月24日(金) 午前9時30分～

2. 招集場所 市役所4階大会議室

3. 出席委員

| 番号 | 氏名     | 番号 | 氏名     |
|----|--------|----|--------|
| 1  | 前山 重一郎 | 9  | 大山 美智子 |
| 2  | 西 盛満   | 10 | 中棚 昭三十 |
| 3  | 山下 優子  | 11 | 肥後 安美  |
| 4  | 柴 清安   | 12 | 濱手 薫   |
| 5  | 福島 吉宏  | 13 | 土浜 良二  |
| 6  | 前田 孝徳  | 14 | 中村 秀明  |
| 7  | 松崎 文好  | 15 | 吉 卓男   |
| 8  | 野崎 清志  | 16 | 平井 孝宜  |

4. 欠席委員

5. 議事に参与した者

事務局長 川内 進 次長 池 秀平

笠利分室長 有川 衛

住用分室長 茂木 幸生 住用分室主幹 原 俊三

6. 報告事項

- ・農業ふれあいまつりについて
- ・平成29年3月定例総会日程について

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第13号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第14号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について

議案第15号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

## 協議事項

### (4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。  
これから、平成29年第2回定例総会を開会いたします。

(欠席委員 委員)

それでは、議事日程に入ります

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員に、8番野崎 清志委員と9番大山美智子委員の  
2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり議案第11号から議案第15号までの5件  
を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としており  
ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

日程第3

議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といた

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>しますが、本案には私の調査案件が含まれておりますので、議長を会長代理と交代して議事を進めたいと思います。</p> <p>(議長交代)</p>   |
| 議長  | <p>(松崎会長代理)</p> <p>議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.3につきましては、売買による所有権の移転でございます。3ページにありますように受人は果樹を44アール栽培しており、取得地にはマンゴー等を栽培する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.4につきましては、売買による所有権の移転でございます。16ページにありますように受人は野菜、果樹を54アール栽培しており、取得地にはサトウキビ等を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.5につきましては、売買による所有権の移転でございます。25ページにありますように受人はサトウキビを197.2アール栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上3件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p> |
| 議長  | <p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>  |
| 1番  | <p>(前山委員)</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請No.3の譲渡人、譲受人について報告いたします。</p> <p>この方は非常に忙しい方で昨日電話で譲受人の方には連絡を取る事が出来ました。この申請書のとおり間違いございませんという事でしたが、金額については3年程前に契約をして反当95万円なのか全体で95万円なのか聞</p>  |

きましたら、全体で25万円程だったと思うのだが相手の方に確認して下さいと言われまして、譲受人の方に電話をして確認しましたら263平方メートルを25万円で契約していますという事でした。この申請書の方にも8ページから認定申請書が添付されていますが、認定農家になるために申請をしている段階でまだ認定はされてはいないという事でしたが、この認定をする会議が持たれていないので認定になっていないものと思われます。

なお、「第2項第1項、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

2番 (西委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.3の申請地について報告いたします。

13ページをご覧ください。知名瀬の農道沿いにあります。その上の260番1は譲受人の土地となっております。申請地の両隣は利用権設定を今回上げていくところです。申請地は現状は綺麗に伐採されていて何時でも使える様な土地です。以上です。

15番 (吉委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.4, No.5.について、同時に調査報告をいたします。

No.4の受人に2月22日午後4時頃自宅で話しを聞いてきました。申請書に書いてあるとおりで、渡人は同級生なので頼まれ買う事にしたとの事でした。本人は後継者がいないので将来農業が出来なくなる時は農地を手放すとの事です。現在は野菜や果樹を作っていますが、土地が増えたので今後はサトウキビも増やしていきたいという事でした。

No.5については、No.4の後受人を探して畑を回りましたが探せずに自宅で話しを聞く事が出来ました。

サトウキビを約2ヘクタール程栽培しており、今回は同級生でもあり面積拡大のために買うとの事でした。現在は後継者がいませんが、将来は子供が帰ってきて後を継ぐだろうと考えているとの事でした。受人の2名については特に問題はないものと思われます。

渡人には畑で同日の午後4時40分頃に話しを聞きました。

No.4, No.5の申請書に間違いがないか聞いたところ、申請書の内容に間違いがないという事でした。今回これまで福岡から月の殆どは帰ってきて農業をしていましたが、家庭の事情で帰れなくなり農地及び現在住んでいる自宅を

売買する事にしたという事でした。

土地につきましては、No.4の1筆は既に整地されていて、受人がスイカを植える準備がされていきました。もう1筆はサトウキビが植えてありましたが特に問題はないものと思われます。

No.5には現在サトウキビと野菜が植えてありますので収穫後に引き渡すものと思われます。それぞれ周辺は畑でありますので特に問題はないものと思われます。

なお、No.4、No.5とも「第2項第1項、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

事務局

(有川笠利分室長)

農地法第3条の規定による許可申請No.4、No.5の渡人につきましては、先程吉委員から説明があったとおりですが、譲渡人の住所が福岡市城南区ですので事務局で2月21日午前9時30分頃福岡の自宅に電話いたしましたら奥さんが出られて、主人は今奄美に帰っているとの事でしたので、地元の吉委員に依頼をいたしました。先程の報告のとおりでございます。以上です。

議長

(松崎会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第11号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」)の声あり

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>日程第 4</p> <p>議案第 1 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び農地区分の報告)</p> <p>No. 5 につきましては、賃借権設定の案件で太陽光発電設備を設置するための申請でございます。</p> <p>申請地は笠利町用安の県道と旧道が交差する付近の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断されます。</p> <p>No. 6 につきましては、売買による所有権の移転で一般住宅を建設するための申請でございます。</p> <p>申請地は名瀬大熊町の山裾の都市計画区域内で周りは住宅に囲まれており、土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第 3 種農地と判断されます。</p> <p>No. 7 につきましては、売買による所有権の移転で一般住宅を増築するための申請でございます。</p> <p>申請地は名瀬平田町の平田浄水場の下で生産住宅の川向かいの都市計画区域内で周りは住宅に囲まれており、土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第 3 種農地と判断されます。</p> <p>以上 3 件でございます。</p> |
| 議 長 | <p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>(有川笠利分室長)</p> <p>この 5 条の No. 5 につきましては、賃貸借という形で申請しましたが、申請人両方から売買にしたいという事で、今回は取り下げるとい事で取り下げ願いが提出されましたので削除をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 議長  | <p>(松崎会長代理)</p> <p>今ご説明のとおりNo.5については、取り下げという事でございます。</p>   |
| 1番  | <p>(前山委員)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請No.6の受人について報告いたします。</p> <p>昨日電話で確認いたしました。対価、地番、面積等について間違いございません、そのとおりですのでよろしくお願ひしますとの事でした。土地は大熊都市計画区域内の土地ですので問題はなかろうかと思われます。以上です。</p>   |
| 2番  | <p>(西委員)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請No.6の渡人について報告いたします。</p> <p>2月17日(金)午後6時頃渡人の自宅の方で聞き取り調査をしました。渡人が40年程前に申請地を買っていたそうで、今回不動産を通して売買されたそうです。地番、面積、対価とも申請書のとおり間違いはないという事です。以上です。</p>   |
| 12番 | <p>(濱手委員)</p> <p>土地についてご説明いたします。</p> <p>47ページをご覧下さい。2月19(日)午後1時頃大熊の都市計画がなされた一部の申請地を確認しております。この場所は整地され雑草も生えていませんでした。また、事前着工等も行われていませんでした。以上ご報告いたします。</p>  |
| 3番  | <p>(山下委員)</p> <p>議案第12号農地法第5条の規定による許可申請No.7について受人の報告をいたします。</p> <p>2月20日(月)午後12時15分に受人に直接お会いしてお話を聞く事が出来ました。申請地は48ページにあります様に、平田町のファミリーマートと朝戸トンネルの真ん中辺りを左側に曲がり川を渡った丘にあります。申請地は受人の自宅敷地横の土地になります。今回隣地を購入し自宅を増改築して母親と同居するとの事です。59ページをご覧下さい。面積はこの表にありますようにこの持分で間違いはないようです。母親の自己資金での土地購入・住宅増改築ですので問題ないと思ひます。</p> <p>続きまして渡人の報告をいたします。</p> |

2月19日（日）午後2時に渡人に直接お会いしてお話を聞く事が出来ました。坂道の道路沿いにあるため受人の土地を通らないと行けない場所になっています。30年前の都市計画でこの様になったとの事です。受人に有効に土地を使ってもらえればと今回売却する事にしたとの事です。申請書とおり間違いのないとの事でした。

土地の報告をいたします。

受人の敷地はコンクリートが敷いてあり、申請地は土の状態です。草が少し生えていました。住宅地ですので問題はないと思います。以上で報告を終わります。

議長

（松崎会長代理）

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

11番

（肥後委員）

No.7の持分の関係ですが、教えてもらえればと思って質問したのですが。こういうのは今からも出て来るのですか。

事務局

（池次長）

登記簿上こう書いてありますので、出て来る可能性はあると思います。

事務局

（川内局長）

これは都市計画が完全に終わってなくて仮換地の部分で面積がまだ確定されていないためにこういう標記になります。

事務局

（池次長）

特に先月でしたか平田町は伊津部字があったり代替地があったりして持分の表示がこういう細かい所があります。

議長

（松崎会長代理）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第12号農地法第5条による許可申請については担当調査委員によ

る調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

(議長交代)

議長

(前山会長)

日程第5

議案第13号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたしますが、本案には濱手委員に関する案件が含まれておりますので、濱手委員の退席を求めます。

(濱手委員退席)

事務局

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第13号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

は、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

濱手委員の着席を求めます。

(濱手委員着席)

日程第6

議案第14号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(有川笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第14号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

|       |   |
|-------|---|
| 事務局   | <p>日程第 7</p> <p>議案第 1 5 号笠利笠利農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>（有川笠利分室長）<br/>（事務局の朗読及び説明）</p>                                  |
| 議 長   | <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>（前山会長）<br/>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>   |
| 1 5 番 | <p>（吉委員）<br/>借人が 8 0 歳で期間が 1 0 年となっていますが、9 0 歳までやるのでしょうか。</p>   |
| 事務局   | <p>（有川笠利分室長）<br/>これにつきましては、後継者として今役所の方で働いていてサトウキビ担当をしております室長が一生懸命やっているところです。</p>  |
| 1 5 番 | <p>（吉委員）<br/>はい、分かりました。</p>   |
| 議 長   | <p>（前山会長）<br/>外に質疑ございませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。<br/>お諮りいたします。<br/>議案第 1 5 号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか</p> |

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。  
連絡事項等があるようですから、これから協議会へ移します。

- ・青色申告について
- ・農業ふれあいまつりにについて

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成29年 2月24日

奄美市農業委員会

会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作成者 川内 進

